

別紙2

国自安第249号
国自整第365号
平成28年2月19日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局
安全政策課長

整備課長

バスのスプリング式補助ブレーキを備えた車両の火災事故防止の徹底について

バスの車両火災事故の防止については、従来から機会あるごとに注意喚起をしているところですが、昨年末から2月8日までに、6件の火災事故が発生していることは誠に遺憾である。

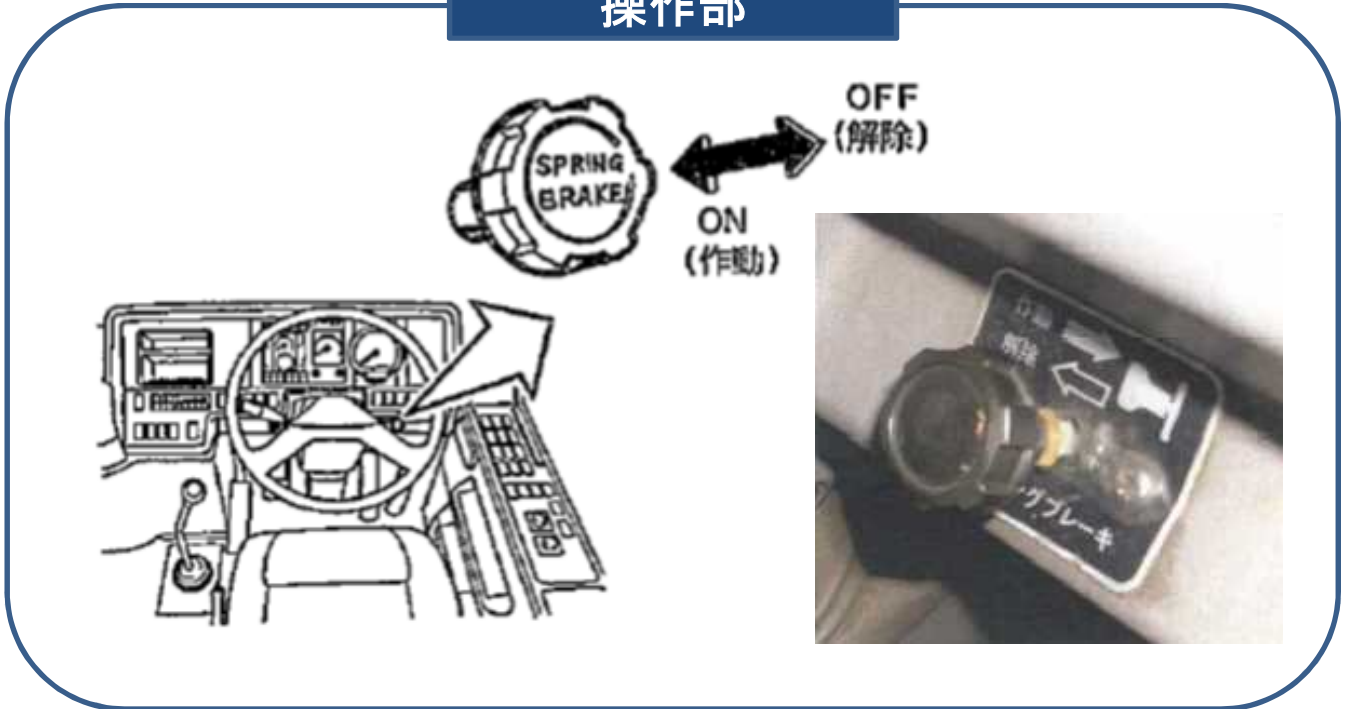
このうち、北海道管内で発生した札幌市の火災（1月4日）、三笠市の火災（1月25日）は、いずれも貸切バスが走行中、後部タイヤ付近から出火したものであり、その状況から、駐車ブレーキ補助装置として後輪に設けられたスプリング式補助ブレーキ（以下「補助ブレーキ」という。）が作動した状態で走行を続けたことから、ブレーキが過熱し、火災に至ったものと推定されている。（別添「スプリング式補助ブレーキの概要」参照）

このようなことから、同種の事故を未然に防止するため、貴協会傘下会員に対し、下記事項について徹底を図り、輸送の安全に万全を期されたい。

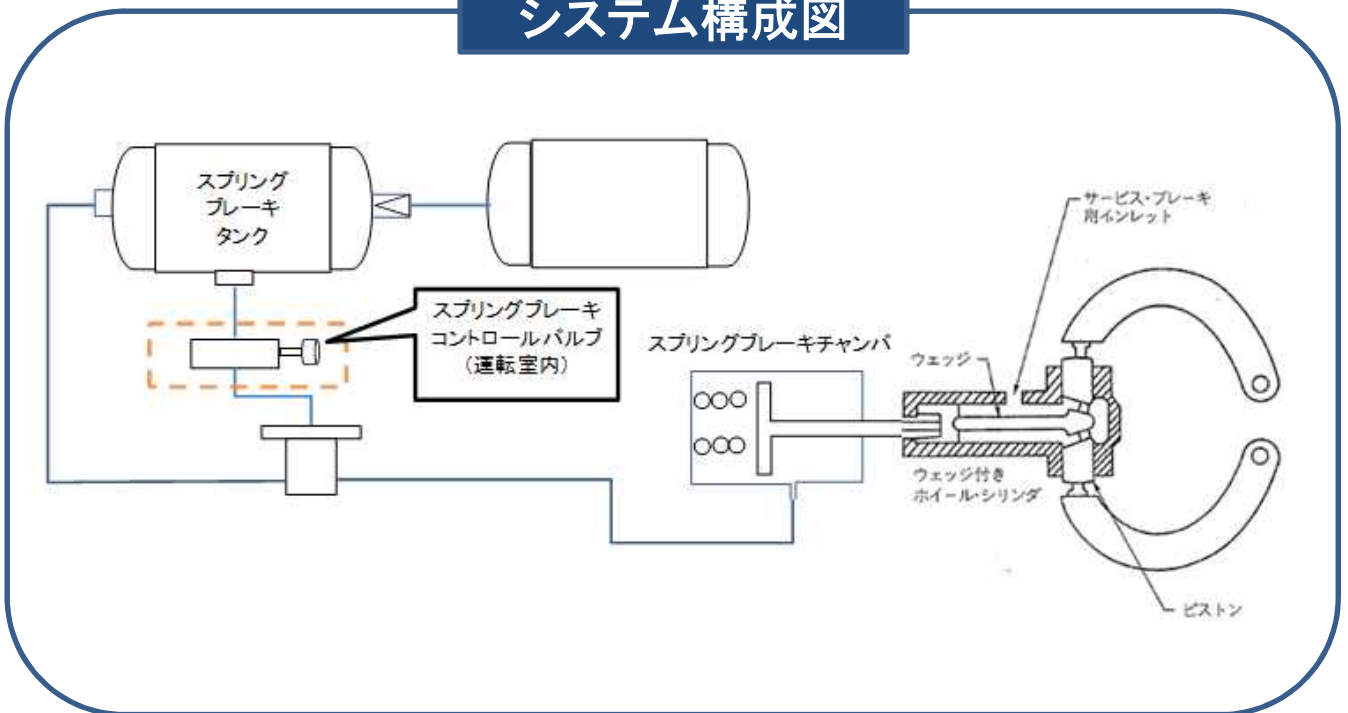
記

1. 事業者は、補助ブレーキを備えた車両を把握し、これらの車両を使用する際、自動車製作者が定めた取扱要領に基づき適切に操作するよう、運転者に対して指導すること。
2. 補助ブレーキの作動確認に加え、作動警報装置が正常に作動することを点検し、所要の整備をすること。
3. 補助ブレーキにエア漏れがないことを点検し、所要の整備をすること。

操作部



システム構成図



国自安第249号の2
国自整第365号の2
平成28年2月19日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局
安全政策課長

整備課長

バスのスプリング式補助ブレーキを備えた車両の火災事故防止の徹底について

標記について、別紙のとおり公益社団法人日本バス協会会長あて通知したので、貴局においても、管内全ての一般貸切旅客自動車運送事業者に対し、周知するとともに、徹底が図られるよう指導されたい。